

埼玉県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業、高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業、既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業及び高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業の実施に必要な経費について、市町村及び民間事業者に対し、予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（平成18年5月29日老発第0529001号。以下「実施要綱」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、次の事業を補助の対象とする。ただし、政令指定都市及び中核市に設置する施設に係る事業については対象外とする。

(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業

次に掲げる高齢者施設等において非常用自家発電設備又は給水設備を整備する事業

- ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム
- イ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型）
- ウ 定員30人以上の介護老人保健施設
- エ 定員30人以上の介護医療院
- オ 定員30人以上の養護老人ホーム

(2) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

次に掲げる高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化する事業

- ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設については、定員数に関わらない。）
- イ ア以外の老人短期入所施設
- ウ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型）
- エ 定員30人以上の介護老人保健施設
- オ 定員30人以上の介護医療院
- カ 定員30人以上の養護老人ホーム
- キ 定員30人以上の有料老人ホーム
- ク 定員19人以上の通所介護事業所
- ケ 老人福祉センター（特A型、A型、B型）
- コ 老人福祉施設付設作業所

サ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

シ 在宅複合型施設

（３）既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

次に掲げる高齢者施設等においてスプリンクラー設備等に係る整備を行う事業

ア 定員３０人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、Ａ型、Ｂ型）

イ 定員３０人以上の有料老人ホーム

ウ 宿泊を伴う高齢者施設等で知事が必要と認めるもの

エ 定員３０人以上の介護医療院

（４）高齢者施設等の水害対策強化事業

次に掲げる高齢者施設等において水害対策強化に係る整備を行う事業

ア 定員３０人以上の特別養護老人ホーム

イ 定員３０人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、Ａ型、Ｂ型）

ウ 定員３０人以上の介護老人保健施設

エ 定員３０人以上の介護医療院

オ 定員３０人以上の養護老人ホーム

（５）高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

次に掲げる高齢者施設等において換気設備を設置する事業

ア 定員３０人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設については、定員数に関わらない。）

イ ア以外の老人短期入所施設

ウ 定員３０人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、Ａ型、Ｂ型）

エ 定員３０人以上の介護老人保健施設

オ 定員３０人以上の介護医療院

カ 定員３０人以上の養護老人ホーム

キ 定員３０人以上の有料老人ホーム

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成２３年埼玉県条例第３９号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するにあたり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

（実施主体）

第３条 事業の実施主体は、県とする。

（補助の対象外）

第４条 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他適当と認められない費用

（補助額の算定方法）

第５条 別表の第１欄に定める区分ごとに、第２欄に定める交付基準単価に第３欄に定める単位の数に乗じて得た額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第４欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第６条 市町村及び民間事業者（以下「申請者」という。）は、次により、事業に係る補助金の交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 規則第４条の申請書の様式は、次のとおりとする。

ア 高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業 様式第１－１号

イ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 様式第１－２号

ウ 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

様式第１－３号

エ 高齢者施設等の水害対策強化事業 様式第１－４号

オ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 様式第１－５号

(2) 申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(3) 交付申請書には、知事が別に定める関係書類を添えなければならない。

(変更申請手続)

第7条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、前条に定める手続の例により、申請を行わなければならない。

(事業の中止等)

第8条 補助事業者は、交付申請をした事業を中止し、又は廃止する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付決定)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業 様式第2-1号
- (2) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 様式第2-2号
- (3) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 様式第2-3号
- (4) 高齢者施設等の水害対策強化事業 様式第2-4号
- (5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 様式第2-5号

(民間事業者が実施する場合の交付の条件)

第10条 県が、民間事業者が実施する事業に対して補助金を交付する場合には当該民間事業者に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、知事が定める様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (13) 補助事業者が（1）から（12）の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（市町村が実施する場合の交付の条件）

第11条 県が、市町村が実施する事業に対して補助金を交付する場合には、当該市町村に対し次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業者が（1）から（8）の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（交付の方法）

第12条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、次により知事に報告書を提出しなければならない。

- (1) 規則第13条の報告書（以下「実績報告書」という。）の様式は、次のとおりとする。

ア 高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業 様式第3-1号

イ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 様式第3-2号

ウ 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

様式第 3－3 号

エ 高齢者施設等の水害対策強化事業 様式第 3－4 号

オ 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 様式第 3－5 号

(2) 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(3) 実績報告書には、知事が別に定める関係書類を添えなければならない。

(交付確定)

第 14 条 規則第 14 条の確定の通知の様式は、次のとおりとする。

(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業 様式第 4－1 号

(2) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 様式第 4－2 号

(3) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 様式第 4－3 号

(4) 高齢者施設等の水害対策強化事業 様式第 4－4 号

(5) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 様式第 4－5 号

(調査等)

第 15 条 知事は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 号第 2 項の規定に基づき、この補助金を受けた者に対し随時状況の調査を行い、又は必要な事項の報告を求めることができる。

(補助金の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(5) 当該事業者でなくなったとき。

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、前条の取消しを行った場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金)

第 18 条 補助事業者は、第 16 条及び第 17 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第 19 条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（その他）

第 20 条 この要綱の定めのほか、必要な事項については知事が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 29 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、その実施が令和 3 年度以降へ繰り越された「高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修事業」の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

別表

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
高齢者施設等の非常用自家発電設備等整備事業				施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な経費であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等において別途補助対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム イ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型） ウ 定員30人以上の介護老人保健施設 エ 定員30人以上の介護医療院 オ 定員30人以上の養護老人ホーム	知事が定める額	施設数	3/4	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業				
ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設については、定員数に関わらない。） イ ア以外の老人短期入所施設 ウ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型） エ 定員30人以上の介護老人保健施設 オ 定員30人以上の介護医療院 カ 定員30人以上の養護老人ホーム キ 定員30人以上の有料老人ホーム ク 定員19人以上の通所介護事業所 ケ 老人福祉センター（特A型、A型、B型） コ 老人福祉施設付設作業所 サ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター） シ 在宅複合型施設	知事が定める額	施設数	3/4	
既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				
1,000㎡未満（介護医療院は3,000㎡未満）の場合であってスプリンクラー設備を設置する場合	9,710円の範囲内で知事が定める額	対象施設ごと1㎡当たり	10/10	
1,000㎡未満（介護医療院は3,000㎡未満）の場合であってスプリンクラー設備と合わせて消火ポンプユニット等を整備する場合（消化ポンプユニット等の分）	2,440千円の範囲内で知事が定める額	対象施設ごと	10/10	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で知事が定める額	施設数	10/10	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で知事が定める額	施設数	10/10	
対象施設 ア 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型） イ 定員30人以上の有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等で知事が必要と認めるもの エ 定員30人以上の介護医療院（※） ※ 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。				
高齢者施設等の水害対策強化事業				
ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム イ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型） ウ 定員30人以上の介護老人保健施設 エ 定員30人以上の介護医療院 オ 定員30人以上の養護老人ホーム	知事が定める額	施設数	3/4	
高齢者施設等の換気設備の設置に係る経費支援事業				
ア 定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（老人短期入所施設については、定員数に関わらない。） イ ア以外の老人短期入所施設 ウ 定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス、A型、B型） エ 定員30人以上の介護老人保健施設 オ 定員30人以上の介護医療院 カ 定員30人以上の養護老人ホーム キ 定員30人以上の有料老人ホーム	施設延べ床面積（知事が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で知事が定める額	施設数	10/10	